内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

30

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

## 提案事項(事項名)

放課後児童クラブ開所日数要件の緩和

### 提案団体

中津川市

# 制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

#### 求める措置の具体的内容

放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。

#### 具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は 250 日以上であることが規定されている。しかしながら、平成 28 年度の平日の日数は 244 日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。

本市では、土日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブのニーズが低いため、平日(月~金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所扱いとなる日もあり、補助基準の 250 日以上を満たすために、ニーズの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250 日以上の開所の場合と、200 日~249 日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200 日開所の場合と 249 日開所の場合が同列に扱われている。

#### 【参考】

2013年(平成 25年)…土日祝 121日/平日 244日

2014年(平成 26年)…土日祝 123日/平日 242日

2015年(平日 27年)…土日祝 123日/平日 242日

2016年(平成 28年)…土日祝 122日/平日 244日

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

平日(月~金)開所の放課後児童クラブが大半である実態を踏まえて、補助要件を見直すことにより、実態に即した運営を実施することができる。

放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備することとされており、実態に即した補助要件に見直すことで、限られた人材を有効に配置し、放課後児童クラブを増設することができる。

## 根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- 放課後児童支援員等研修事業実施要綱

ひたちなか市、川越市、岐阜市、豊橋市、倉敷市、広島市、庄原市、新宮町

- 〇本市では一部の地域において土曜日の利用者がほとんどなく、必要に応じて開所している。現行の要件である 250 日以上を満たすためには一人も来ないことがわかっている日でも支援員を2人配置して開所しなければならず、実態に即しているとは言えない状況である。
- 〇年間の平日の日数が 250 日未満であることにより、250 日以上の開所要件が支障事例となっていることについては、提案団体と同様。
- 〇本市においても補助要件を満たすため、毎月第1土曜日に開設している。各クラブの規模にもよるが、土曜日の開設はニーズが低いのが実情であるため、制度改正を望む。
- 〇本市では、土曜日については一部の放課後児童クラブを開設する拠点方式を取っている。補助対象は支援 単位ごとであるので、クラブによっては補助要件を満たさない支援単位が発生している。
- 〇本市でも、土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭が少ないので、毎週土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭のために、2か所に集約して土曜日に学童保育を実施している現状である。また、利用者のニーズは平日(月~金)の利用が大半であり、各児童クラブでの土曜日の開設については、土曜日の学校行事があった際に保護者の希望を聞いて開設しているため、補助基準の250日以上を満たす児童クラブは少ないのが現状である。これにより、補助基準の要件については、平日の開設日数に基づいた日数に見直しをすること。
- 〇放課後児童健全育成事業の運営費の補助要件として、放課後児童クラブの開所日数は 250 日以上であることが規定されているが、本市においては月曜から土曜日(第二土曜日を除く)まで開所しているものの、土曜日は利用児童数が少なく、複数の支援の単位を合同で一の支援の単位として運営する場合があり、四以上の支援の単位を合同で一の支援の単位として運営したときに、これらのうち一の支援の単位について開所日数が 250日を下回り、補助要件に合致しないケースが生じている。
- 〇開所日数250日と249日では交付金交付単価が大きく異なるが、1日分の開所に係る経費は大きく変わらないものである。また、250日以上の日数分に対しても加算等があるため、250日未満の場合は町の費用負担も大きく異なる。事業実施は指定管理制としているが、近年支援員確保が困難な状況となっており、要件緩和により財源が確保できた場合、町は、指定管理者による支援員の人員確保に係る費用として支出できることとなり、支援員の確保もって児童の健全な育成につながるものである。

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

#### 提案事項(事項名)

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における加減調整部分に係る改正

### 提案団体

越谷市

# 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする。

## 具体的な支障事例

家庭的保育事業·小規模保育事業·小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」について、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。

現在は平成31年度末までの経過措置期間内であるため連携施設を確保しないことができるが、その場合は、「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」が適用され、公定価格が減算される仕組みとなっている。「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設を確保する必要があり、どれか1つの要件が欠けてしまうと公定価格が減算されてしまう。例えば、代替保育を除く「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」を確保していたとしても給付費が減算され、「連携に係る経費」に対する公的支援がない状態となる。

また、保育所型事業所内保育事業については、「地域枠の子の卒園後の受け皿」の確保が義務付けられているが、減算については、従業員枠と地域枠の区別がなく総定員に応じた減算となっており、義務と給付が一致していない。

減算額については、連携施設との連携において経費のかかる事項(連絡調整等)の費用として給付制度に組み込まれていると理解しているが、現状、算出根拠が不明であり、事業者又は施設から費用の妥当性について問われても助言できない。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

### 【制度改正による効果】

項目別・階段状にすることで、算出根拠がある程度明確になり、連携内容に応じた加算と公的支援が受けられることになる。

連携施設との費用に関する交渉が円滑になる。

#### 根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第 42 条第 1 項(平成 26 年内閣府令第 39 号) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保 育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成 27 年内閣府告示第 49 号) 公定価格に関する FAQ(よくある質問) ver.11 No.117

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

逗子市、知多市、松山市、宇美町、大村市

〇本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、3つの要件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする意見に賛同する。

〇本市の施設についても同様の問題があり、同一法人が事業を実施していれば問題なく連携できるが、代替保育の提供については様々な困難を伴う。「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまうことから事業者も気にかけている。しかし、保育士不足や、賃金改定による余剰人員削減、受入児童の増加による保育士の負担増、事故発生時の責任の所在等で、連携先となる施設が難色を示すため、「代替保育の提供」がクリアできない状態である。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間終了後は、公立園が連携先となる可能性が高いが、財政状況も厳しさを増しており、また保育士の十分な補充がままならない中、代替保育実施のための更なる職員確保は厳しい状況である。こうしたことから、同規模の事業所を連携対象とした緩和策や、ファミリーサポートセンター、保育士派遣サービス等の有資格者派遣サービスの利用も選択可能とするなどの措置でも、事業者の選択肢を広げることができる上、目的も達成されるため有効だと考える。

〇当市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりかねない問題と認識している。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、事業所内保育事業所への対応については、当市も同様な問題を抱えていることから、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

260

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

## 提案事項(事項名)

認可外保育施設に対する補助条件の見直し

## 提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合

# 制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し

### 具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。

主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。

現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の 10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きながら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用よる保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。

認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。

認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。

例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする、安心こども基金については、認可化移行を予定していない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できるよう見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一定の質が確保された認可外保育施設の補助条件の見直しを行うことで活用が進み、待機児童の解消につながる。

#### 根拠法令等

## 安心こども基金管理運営要領、認可化移行運営費支援事業実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

酒田市、船橋市、浜松市、高槻市

〇本市は地方単独保育事業として認証保育所事業を実施しているが、建物要件や法人としての経済基盤が弱いなどの理由で認可へ移行できずにいる施設もある。また、認可外保育施設は中小企業や個人経営者も多く、認可や認証保育所に移行するにために、整備費用の補助ではなく、まず、財政基盤の強化が必要となる。以上のことから、必ずしも移行を前提としない補助メニューの創設を求める。平成29年4月現在認証保育所13園認可外保育施設(認証を除く)20園

〇本市においては、市単独事業として認証保育所制度を実施しており、待機児童解消の一翼を担っているが、 殆どの施設が認可の設備基準を満たせず認可化移行できない状況であるため、認証保育所制度を継続してい くためにも、国の補助制度を見直すことで財政面が安定し、職員や児童の処遇改善が図られると考える。

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

261

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

## 提案事項(事項名)

公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定

### 提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市、関西広域連合

# 制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

#### 求める措置の具体的内容

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成 29 年3月 31 日内閣府告示第 539 号)により、公定価格として都道府県別に区分された賃借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める

## 具体的な支障事例

平成 28 年度に公定価格の賃借料加算が改定されたが、A 地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と比較して B 地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、賃借料の高い大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者負担の軽減につながり、保育所等の設置が促進され、待機児童の解消につながる。

#### 根拠法令等

- ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成 27 年内閣府告示第 49 号)
- ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

酒田市、福島県、ひたちなか市、高槻市、箕面市、島本町、新宮町

〇賃借料加算については、日本全国がわずか8つの地域に分類され、同じ地域内であれば、「駅前」であっても「山間部」であっても保育所所在地の実際の地価は考慮されず、補助額はひとくくりに同額とされる。また、そもそも、都道府県単位での4分類について、同一グループ内に大都市と地方が混在するなど、グループの分け方にも疑問がある。国では、平成28年度から家賃補助の増額措置及び賃借料加算と実際の家賃との乖離部分についての補助制度が実施されているが、地域の区分は見直されておらず、課題は以前残されたままである。〇平成28年度公定価格賃借料加算改定において、本町の位置する都道府県においても改定額が低く、実勢

価格に応じた改定になっていないため、事業者の負担が大きい。そのため、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。

- 〇保育所等の立地については、主要沿線の駅前等利便性の高い場所が求められているところ、賃借料が高いことで運営の見通しがたたず、新たな設置を妨げているところである。賃借料加算の見直しにより、事業者の負担が軽減されることで、設置が促進できる。
- 〇待機児童解消のためには、公定価格の見直しが必要なところが見直すべきと考えることから、意見に同調する。
- 賃借料加算認定対象施設がないため支障事例は生じないが、実勢価格に応じた改定は必要なものであると考える。
- 〇平成 27 年度に本市において小規模保育事業所を 2 か所公募した際に、本市の駅前の商業ビルの賃料が高いため、応募がOになった事例があるので、賃借料加算の区分及び単価が改定されれば、小規模保育事業所等の設置が促進されると思われる。
- 〇都市部における保育所等施設整備には適切な用地確保が困難な状況となっており、賃借物件による整備が多くなされているものと考えられる。賃借料加算の額改定は事業者負担の軽減を図るとともに、空きテナント等を利用した賃借物件での施設整備を加速させられるものと期待でき、待機児童の解消を図ることができると考える。

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防•防災•安全

#### 提案事項(事項名)

災害救助法における情報提供手段の適用拡大

### 提案団体

熊本市

# 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報を提供するため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。

## 具体的な支障事例

#### 【提案の経緯】

平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。 また、様々な情報が爆発的に拡散され、極端な例では「動物園からライオンが逃げた」というデマまで流布する 等、被災者に混乱が生じた。

そのような中、当市では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報を必要とする被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。

また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた 職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。

#### 【現在の制度】

災害救助法により、救助の種類(第4条)が定められ、災害救助事務取扱要領により、応急救助に当たっての留意事項として、情報提供について、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮することとされている。(第6-1-(2)-ウ)

#### 【支障事例】

現在の制度では、コールセンターの設置は災害救助法の適用外となっており、正確な情報を必要とする被災者へ提供することに苦慮した。また、職員が電話対応に追われ、他の優先すべき災害業務に直ちに従事することができなかった。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、直ちにコールセンターを設置し、ライン等の新しいシステムを利用して、被災者に正確な情報を提供することで、被災者の迅速な救助につながり、デマ等による混乱を避けることができる。

また、被災地外にコールセンターを委託することで、その分の職員が他の災害対応にあたることができる。

#### 根拠法令等

#### 災害救助法第4条

災害救助事務取扱要領第6-1-(2)-ウ

茅ヶ崎市、上越市、多治見市、亀岡市、大阪府、伊丹市、倉吉市、徳島県、北九州市、田川市、熊本県

- 〇熊本地震では、車中泊等の避難行動の多様化が見られ、被災者の状況把握やケアが困難であるなどの課題が指摘されており、今後も車中泊といった避難行動をとる被災者が発生することは避けられない状況にある。そういった被災者に必要となる救助を適切に実施するには、コールセンターを設置し「救護所の設置」、「給水情報」といった被災直後の住民に対する応急救助の情報提供を確実に実施することが必要であると考えるため、コールセンターの設置を災害救助法の対象に含めていただきたい。
- 〇大規模災害発生を想定した場合、、被災者に救助に係る正確な情報を提供するためのコールセンター設置等 が必要と考えるため、情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。
- 〇提案内容と同様、膨大な災害業務を迅速に行うためにも、当該業務を救助法の対象経費に加えることを望む。
- 〇鳥取県中部地震においても災害救助を円滑に行うため、また、被災者に対する丁寧かつ十分な情報提供を 行うため、コールセンターを設置し、対応したところ。コールセンターに関する経費に関し、救助事務費として認め ていただけるよう、提案内容の措置に賛同する。
- ○被災地支援の観点からも、コールセンターがあった方が連絡が取りやすいと感じる。いつどこに運ぶかの調整にも時間を要している。
- 〇被災者にとってワンストップで情報を収集することができ、また、自治体にとって迅速な災害対応が可能となることから、コールセンターは有効な情報提供の手段である。災害救助法に規定されている救助の種類を拡大するかについては、限られた財源の中で、どういった救助の種類を拡大するか検討する必要がある。

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防•防災•安全

#### 提案事項(事項名)

災害救助法における避難所設置要件の適用拡大

### 提案団体

熊本市

# 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やテント等の設営だけでなく、車中泊も含めていただきたい。

## 具体的な支障事例

#### 【提案の経緯】

平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後も余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所となった。

#### 【現在の制度】

災害救助法により、救助の種類(第4条第1項)が定められ、災害救助事務取扱要領において、避難所の設置について「既存の建物が得られないときには、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設営して実施することもやむを得ない」とされている。(第4-1-(1)-イ-(エ))

#### 【支障事例】

現在の制度では、車中泊の場合は、避難所とみなされず、災害救助法の適用外となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。

また、多数の車両の乗り入れにより、地下の配水管が破損する等グラウンドが破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となった。

# 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時に、多くの被災者が野外での車中泊を行うことが予想される。 車中泊を行う野外が、避難所に含められることで、被災者に対して、物資や医療の供与を適切に行うことができる。

また、避難所として使用後、整地が必要となった場合も、速やかに現状復旧を行うことができ、学校の早期再開にもつながる。

## 根拠法令等

## 災害救助法第4条

災害救助事務取扱要領第4-1-(1)-イ-(エ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

#### 酒田市、上越市、多治見市、亀岡市、大阪府、倉吉市、徳島県、北九州市、大牟田市、熊本県

〇熊本地震においては、多数の車両の乗り入れにより、グラウンドが破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となったが、復旧に係る費用が災害救助法の適用対象外だった。当該費用は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率 0.8 となっており、負担が大きい。なお、車中泊の方も災害救助法の対象となるが、その把握が困難であったため、物資や情報等の提供に苦慮した。※上記の事例は市についてだが、市以外についても同様の事例があったと思われる(詳細まで把握できていない。)。

〇平成 28 年熊本地震では、本市では延べ約 3,000 名の市民が自主的に避難した。車中泊についての実態の 把握はできていないが、今後、避難形態が多様化し、避難所への避難ではなく、車中泊を選択することも考えられる。また、熊本地震による避難の実情から、車中泊をはじめ、避難所外避難についても実態把握や安否確認など、避難所への避難者と同様に扱うことが求められ、食品の給与や飲料水の供給などが必要となり、災害救助法における避難所設置要件として、車中泊を含める必要があると考える。

〇熊本地震においても、指定避難所外に避難者が避難していた。左記提案のとおり指定避難所以外の避難所における支援についても救助法の対象経費となるよう制度の改正を望む。

〇平成 28 年 6 月に国土交通省において水防法に基づく想定最大規模の浸水想定区域が公表され、本市で想定最大規模の洪水が発生した場合、十分な避難所を確保できず、高台の広場等で車中泊等による避難生活を送ることが想定される。このような事態にも適切に避難者の対応を行うことができるよう、提案内容の措置に賛同する。

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防•防災•安全

#### 提案事項(事項名)

災害救助法の救助範囲の拡大

## 提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合

# 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

現行の災害救助法の救助範囲(救助費の対象範囲)からは①家屋被害認定調査、②罹災証明発行業務は対象範囲外とされているが、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る①家屋被害認定調査、②罹災証明発行業務については対象となるよう、救助範囲を拡大とすること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

災害救助法で規定する救助範囲(救助費の対象範囲)は、①避難所、応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の供給、③被服、寝具等生活必需品の供給又は貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥被災した住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、⑧学用品の給与、⑨埋葬と限定されている。【支障事例】

災害救助法の対象範囲は限定的であり、実災害における救助の実態を鑑みると、救助費の対象とならない経費が多い。特に、罹災証明書及びその発行の前提となっている家屋被害認定調査は、災害救助法上の応急仮設住宅入居、応急修理の他、被災者生活再建支援金等の適否判断に不可欠であり、被災者の早急な生活再建に資するものである。そのため、熊本地震の際にも、国の支援のもと、多数の応援職員の派遣が行われた。

しかし、災害救助法は、国、地方自治体等が協力し、応急的に必要となる救助を行うことを目的としているにもかかわらず、救助の種類は限定されているため、国・地方自治体が協力して家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を行っても対象外にされてしまう。なお、これらに係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率 0.8 となっており、応援自治体にとって負担は大きい。

今後南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害が発生した際に、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいことを理由に被災地応援に二の足を踏むこととなれば、被災者の生活再建が遅れてしまうことが想定される。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

応援職員に係る家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に救助範囲が拡大されることにより、多数の応援職員の速やかな派遣が可能となり、被災者の早急な生活再建が可能となる。

## 根拠法令等

災害救助法第4条

災害救助法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

酒田市、常総市、川崎市、上越市、多治見市、亀岡市、門真市、伊丹市、奈良県、倉吉市、岡山県、広島市、北九州市、熊本県、熊本市、九州地方知事会

〇罹災証明業務は市町村において実施されるが、大規模災害時は多数の被災家屋が発生し、被害認定調査、さらには罹災証明書の発行段階においても各市町村の行政能力を超えた業務量が発生する事態が生じ得る。 罹災証明書は被災者の生活再建のための各種手続き(被災者生活再建支援金の交付、応急仮設住宅の入居条件など)の基礎・判断材料にもなっており、同証明書の発行が遅れると被災者の生活再建が遅延することになりかねない。

このことから、各市町村及び各県は平時からの体制強化を図る必要があるものの、そうした取組の成果だけでは対応できないレベルの災害が発生した場合は、熊本地震がそうであったように様々な主体による広域応援(九州地方知事会のほか、関西広域連合や全国知事会等)が展開されることとなる。

このため、被災者の早期の生活再建に向け、応援側の自治体が躊躇なく職員を派遣できるよう罹災証明業務については災害救助法に規定し、その経費も同法により支弁すべきである。

※上記は、平成 29 年 5 月に九州地方知事会でとりまとめた「熊本地震に係る広域応援検証・評価」より抜粋。 ※また、平成 29 年 5 月の九州地方知事会議で採択した特別決議「平成28年熊本地震からの早期復旧・復興 に向けた万全な対策について」においても、同内容について触れ、同年 6 月に関係府省や自民党本部に対し提 言活動を実施している。

〇今回の熊本地震において、応援いただいた全国自治体に対し、災害救助法の適用外であるため、特別交付税での措置をお願いしたところ。救助範囲の拡大により派遣元団体の負担軽減及びスムーズな被災地支援を行うことが可能となる。

〇関西広域連合を通じて熊本地震に派遣した応援職員の求償は、8割は特別交付税で財政措置されるが、残り2割については、1割分を求償とし、1割分は派遣元自治体負担とすることで現在調整中と聞き及んでいる。家屋の被害認定調査、罹災証明書の発行業務は、被災者の生活再建を行うために迅速に実施すべきであるが、被災地職員だけでは対応困難であることは、これまでの災害事例で明白である。

派遣元自治体にとっても派遣先での事務経験は、今後、自らが被災地となった場合に備え有益であるため、財政負担を理由に応援職員の派遣を躊躇することが無いよう、救助範囲・求償の適用の拡大を求めるものである。

〇災害対策基本法において、市町村長は、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められている。また、住家の被害認定に基づいて発行される罹災証明書は、被災者支援策の判断材料の一つとして用いられることから、迅速な発行が求められている。

本市においても、熊本地震の際に住家被害認定調査や罹災証明書発行業務を支援するため、多数の応援職員を派遣したが、費用の一部を負担した状態となっている。

今後、大規模地震災害等において被害認定を速やかに実施するためにも他の市町村との相互協力は重要であり、災害救助法による救助に位置づけられることは、応援自治体・受援自治体の双方にとって有意義であると考える。